

第 2 章

簡易な方法による 環境影響評価及び判定基準

第二種事業に該当する規模の発電所の設置及び変更の工事を行う事業者は、第二種事業届出書を提出することとなる（第1章4参照）。また、発電所については、その届出書に簡易な方法による環境影響評価の結果を記載することとなっている。これは、発電所の立地には、地元住民の理解と協力を得ることが重要との観点から、より正確な判定を行うために記載させることとしたものであり、これを踏まえ、発電所アセス省令第16条に定める判定基準も、他の事業の判定基準に比べ客観的な判定基準となっている。

判定を行うに当たっては、環境影響評価法第4条第2項の知事の意見に勘案し、届出書に記載されている簡易な方法による環境影響評価の結果を踏まえ、発電所アセス省令第16条に規定する判定基準に従い判定することとしている。

1 簡易な方法による環境影響評価の項目及び手法

簡易な方法による環境影響評価（以下「簡易アセス」という。）は、電気事業法施行規則別表第1の2に項目及び手法を定めている。

簡易アセスの項目及び手法は、発電所の事業特性を踏まえ、発電所の種類ごとに発電所アセス省令第16条の各号に定める要件について判定を行うに当たって必要十分なものとなるよう次のような考え方で定めている。

(1) 調査項目の考え方

調査項目については、判定を行うに当たって必要となる情報及び予測に必要な情報を調査項目として定めており、調査の手法は、文献その他の資料（事業者の入手可能な範囲内で可能な限り最新のもの）による情報の収集及び当該情報の整理により行うこととしている。

(2) 調査地域の考え方

調査地域については、環境影響を受けるおそれがある地域として、過去の省議アセスの実績等を基に定めており、工事の騒音影響等を考慮して事業実施区域の周囲1キロメートルとするとともに、1キロメートルを超えて環境影響を及ぼすおそれがあるもの及び環境影響を及ぼす範囲を定量的に予測できる地域についても、調査地域とすることと規定している。

具体的には、工所用資材等の搬出入に使用する自動車の影響については、当該自動車が主に集中する周囲10キロメートルの範囲内の区域とし、火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の大気質については、省議アセスの実績において長期拡散予測の最大着地濃度地点がほとんど20キロメートルの範囲内に収まっていること等を考慮して、周囲20キロメートルの範囲内の区域としている。また、水質、温排水、地熱発電所の硫化水素については、環境影響を及ぼす範囲を定量的に予測できることから、一定の範囲は定めないこととしている。

(3) 予測の考え方

騒音、振動、水質、温排水及び大気質への影響については、既に実績のある簡易な予測の手法が存在することからそれらを用いて定量的な予測を行うこととし、それら以外のものについては、事例の引用又は解析により行うこととしている。

具体的な予測の手法については、他のアセス事例で使用された実績があり、判定を行うに当たって必要とする精度が保てるものであればどのようなものを用いても良いが、簡易アセスの策定に当たって想定した予測式は以下のようなものである。

項目	予測の手法
騒音	音の伝搬理論に基づく予測式による計算
振動	振動レベルの80パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算
水質	河川の場合：単純混合式、熱収支モデル等による計算
	海域の場合：新田の実験式、ジョセフセンドナーの式の組合せ、ボックスモデル等による計算
	温排水の拡散：温度上昇域が図示できるような平野の式等の式による計算
大気質	ボサンケ・サットンの拡散式等の大気の拡散式に基づく理論計算

2 簡易な方法による環境影響評価の判定基準

判定基準については、平成9年12月12日付け環境庁告示第87号（最終改正：平成26年6月27日環境省告示第83号）の「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」により示された判定基準に関する基本的事項の内容を踏まえるとともに、発電所については、電気事業法において簡易な方法による環境影響評価（以下「簡易アセス」という。）を義務付け厳正な判定を行うこととしたことから、可能な限り客観的な判定基準とすることとした。

このため、法令等において基準が定められているものについては、その基準を判定の基準とし、現時点において客観的な基準とするには知見が不十分であり、専門家の意見を踏まえ個別に判定する必要があるもの、地域の環境保全に責任を有する都道府県知事の意見を踏まえて判定する必要があるものについては、客観的な判定基準は定めず、当該対象に相当程度の影響を及ぼすかどうかの観点から、専門家及び都道府県知事の意見を踏まえ個別に判定することとして、以下のような構成及び内容としている。

(1) 判定基準の構成

- ① 第1号及び第2号については、個別の事業の内容に基づく判定基準で、当該事業が一般的な事業の内容と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合の判定の基準を定めており、新しい発電方式又は燃料が用いられる場合を想定して規定している。
- ② 第3号及び第4号については、個別の事業の内容に基づく判定基準で、当該事業が他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われることにより、総体としての環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合の判定の基準を定めており、事業者が発電設備を複数に分けて設置する場合を想定して規定している。
- ③ 第5号から第15号については、環境の状況その他の事情に基づく判定基準で、環境影響を受けやすい地域又は対象が事業実施区域若しくはその周辺に存在し、当該事業の実施に伴う環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合の判定の基準を規定しており、第5号及び第6号については、第二種事業を実施する場所の周囲に盆地等の汚染物質が滞留しやすい地域が存在する場合の判定の基準を規定している。
第7号から第13号については、第二種事業を実施する場所の周囲に学校、病院、住居専用地域、水道原水取水地点等の人の健康の保護又は生活環境の保全上の配慮が特に必要な地域若しくは対象が存在する場合の判定の基準を規定している。
第14号及び第15号については、第二種事業を実施する場所の周囲に藻場、干潟、サンゴ群集、自然海岸等の人為的な改変をほとんど受けていない自然環境又は野生生物の重要な生息・生育の場としての自然環境が存在し、当該自然環境に対して環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合についての判定の基準を規定している。
- ④ 第16号から第22号については、環境の状況その他の事情に基づく判定基準で、環境の保全の観点から法令等により指定された地域又は対象が事業実施区域内又はその周囲に存在し、当該事業の実施に伴う環境影響の程

度が著しいものとなるおそれがある場合の判定の基準を規定しており、大気汚染防止法若しくは水質汚濁防止法に基づき総量規制基準が定められた地域、自然公園法に基づき自然公園として指定された地域等法令等により環境の保全を目的として又は環境の保全に資するものとして指定された地域若しくは対象に対して環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合の判定の基準を規定している。

- ⑤ 第23号から第28号については、環境の状況その他の事情に基づく判定基準で、既に環境が著しく悪化し、又はそのおそれが高い地域が事業実施区域内又はその周囲に存在し、当該環境要素に対し、当該事業の実施に伴う環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合の判定の基準を規定しており、発電所の事業特性等を踏まえ、環境基本法に基づき定められた環境基準の未達成地域において、環境基準未達成項目に係る環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合の判定の基準を規定している。

(2) 判定基準の内容

一 発電方式について実績が少なく、かつ、環境影響に関する知見が十分に蓄積されていない技術を用いること。

〔解説〕

本号は、新しい発電方式が用いられる場合を想定して規定しており、発電所で使用された実績が数回程度と少なく、かつ、環境影響に関する知見が予測評価を行うに足るほど十分に蓄積されていないものでないかどうかの観点から、専門家の意見を踏まえ、判断することとしている。

二 火力発電所（地熱を利用するものを除く。）において使用された実績が少なく、かつ、環境影響に関する知見が十分に蓄積されていない燃料を用いること。

〔解説〕

本号は、新しい燃料が用いられる場合を想定して規定しており、発電所において燃料として使用された実績が数回程度と少なく、かつ、環境影響に関する知見が予測評価を行うに足るほど十分に蓄積されていないものでないかどうかの観点から、専門家の意見を踏まえ、判断することとしている。

三 次のイからニまでに掲げる種類の発電所を設置する場所の周囲一キロメートルの範囲内に、工事期間が重なる一以上の当該発電所と同一種類の発電所の設置により、総体としての発電出力が令別表第一の五の項の第二欄に掲げる要件のうち事業の規模にかかるもの（次号において「第一種事業規模」という。）に該当することとなること又は第五号から第二十八号までに掲げる要件のいずれかに該当することとなること。

イ 水力発電所

ロ 火力発電所（地熱を利用するものに限る。）

ハ 太陽電池発電所

ニ 風力発電所

〔解説〕

本号は、複数の発電所を設置する場合を想定して規定しており、水力発電所、地熱発電所、太陽電池発電所及び風力発電所の事業特性や過去のアセス実績等を踏まえ、環境影響の及ぶ範囲を十分に包絡する範囲として1キロメートルを範囲としている。その範囲内において当該発電所とそれ以外の発電所を設置することにより総体としての発電出力が第一種事業規模に該当することとなる場合又は総体としての環境影響が第5号から第28号までに掲げる要件のいずれかに該当する場合を判定の基準としている。

四 火力発電所（地熱を利用するものを除く。）を設置する場所の周囲二十キロメートルの範囲内に、工事時期が重なる一以上の火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の設置により、総体としての発電出力が第一種事業規模に該当することとなること又は次号から第二十八号までに掲げる要件のいずれかに該当することとなること。

〔解説〕

本号は、複数の発電所を設置する場合を想定して規定しており、火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の事業特性及び過去のアセス実績等を踏まえ、環境影響の及ぶ範囲を十分に包絡する範囲として20キロメートルを範囲としている。その範囲内において当該発電所とそれ以外の発電所を設置することにより総体として発電出力が第一種事業規模を超えることとなる場合又は総体としての環境影響が第5号から第28号までに掲げる要件のいずれかに該当する場合を判定の基準としている。

五 大気質に影響を及ぼすおそれがある汚染物質が滞留しやすい地域が火力発電所を設置する場所の周囲二十キロメートルの範囲内に存在する場合であって、当該火力発電所から排出される大気質に影響を及ぼすおそれがある汚染物質が当該地域に滞留するおそれがあること。

〔解説〕

本号は、火力発電所は通常高煙突を設置する等、十分なばい煙の拡散対策をとることから高濃度の汚染物質が滞留するようなことは想定されないが、例外的に、盆地等汚染物質が滞留しやすい地域に設置する場合であって、高煙突を設置しない等特段の汚染物質の拡散対策をとらないような場合を想定して規定しており、十分なばい煙の拡散対策をとる計画となっているどうかの観点から、専門家の意見を踏まえ、判断することとしている。

六 排水基準を定める総理府令（昭和四十六年総理府令第三十五号）別表第二備考6及び7に規定する湖沼及び海域に第二種事業の実施による排水（温排水を除く。）を日平均排水量五十立方メートル以上排出する場合であって、排水口の直近において国又は地方公共団体の測定している水質の測定点（以下「水質の測定点」という。）における化学的酸素要求量、全窒素又は全燐^{りん}のいずれかの予測値が、当該水域における環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定による水質汚濁^{りん}（生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素及び全燐に関するものに限る。）に係る環境上の条件についての基準（以下「水質汚濁に係る環境基準」という。）を超えること。

〔解説〕

本号は、汚染物質の滞留しやすい閉鎖性水域に発電所を設置する場合を想定して規定している。閉鎖性水域として、排水基準^{りん}を定める総理府令別表第2の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼及び海域を規定し、相当程度の影響を及ぼすおそれがあるとの観点から水質汚濁防止法に基づく総量規制基準の適用を受ける日平均排水量50m³以上排出する場合とし、水域には、環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準が設定されていることから、当該環境基準を判定の基準としている。

七 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条の保育所又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院若

しくは同条第二項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの（以下「学校等」と総称する。）が火力発電所、太陽電池発電所又は風力発電所を設置する場所の周囲一キロメートルの範囲内に存在する場合であって、発電所から発生する騒音の学校等における予測値が、環境基本法第十六条第一項の規定による騒音に係る環境上の条件についての基準（以下「騒音に係る環境基準」という。）の地域の類型A Aの夜間の値を超えること。

〔解説〕

本号は、学校等の人の健康の保護又は生活環境の保全上の配慮が特に必要な対象に対して人の健康の保護又は生活環境の保全上の影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合を想定して規定している。発電所からの騒音の影響が及ぶ範囲を十分に包絡する範囲として1キロメートルを規定し、学校等については特に環境の保全を図る必要があること、また、発電所は通常夜間も運転することから、環境基本法に基づく騒音に係る環境基準における療養施設が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域の基準の夜間の値を判定の基準としている。

八 学校等が発電所の設置又は変更の工事を行う場所の周囲一キロメートルの範囲内に存在する場合であって、当該工事に伴って発生する騒音の学校等における予測値が、騒音に係る環境基準の地域の類型A Aの昼間の値を超えること。

〔解説〕

本号は、学校等の人の健康の保護又は生活環境の保全上の配慮が特に必要な対象に対して人の健康の保護又は生活環境の保全上の影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合を想定して規定している。工事に伴って発生する騒音の影響が及ぶ範囲を十分に包絡する範囲として1キロメートルを規定し、建設作業騒音については騒音に係る環境基準は適用されないが、学校等については特に環境の保全を図る必要があること、発電所の建設工事は通常昼間に行われることから、環境基本法に基づく騒音に係る環境基準における療養施設が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域の基準の昼間の値を判定の基準としている。

九 学校等が火力発電所（地熱を利用するものを除く。）を設置する場所の周囲二十キロメートルの範囲内に存在する場合であって、当該発電所の発電設備から排出される硫黄酸化物、窒素酸化物又はばいじんの最大着地濃度の予測値に、学校等の直近において国又は地方公共団体の測定している大気の測定点（以下「大気の測定点」という。）における二酸化硫黄の測定結果の日平均値の二パーセント除外値、二酸化窒素の測定結果の日平均値の年間九十八パーセント値又は浮遊粒子状物質の測定結果の日平均値の二パーセント除外値を加えた結果が環境基本法第十六条第一項の規定による大気の汚染（二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に関するものに限る。）に係る環境上の条件についての基準（以下「大気の汚染に係る環境基準」という。）を超えること。

〔解説〕

本号は、学校等の人の健康の保護又は生活環境の保全上の配慮が特に必要な対象に対して人の健康の保護又は生活環境の保全上の影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合を想定して規定している。火力発電所（地熱を利用するものを除く。）のばい煙の環境影響が及ぶ範囲を十分に包絡する範囲として20キロメートルを規定し、大気には、環境基本法に基づく大気の汚染に係る環境基準が設定されていることから、当該環境基準を判定の基準としている。

十 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第九条第一項から第七項までに定める地域が火力発電所、太陽電池発電所又は風力発電所を設置する場所の周囲一キロメートルの範囲内に存在する場合であって、発電所から発生する騒音の当該地域における予測値が、騒音に係る環境基準の地域の類型Aの夜間の値を超えること。

〔解説〕

本号は、住居が密集する地域等の人の健康の保護又は生活環境の保全上の配慮が特に必要な地域に対して人の健康の保護又は生活環境の保全上の影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合を想定して規定している。発電所からの騒音の影響が及ぶ範囲を十分に包絡する範囲として1キロメートルを規定し、住居が密集する地域については特に環境の保全を図る必要があること、また、発電所は通常夜も運転することから、環境基本法に基づく騒音に係る環境基準における主として住居の用に供される地域の基準の夜間の値を判定の基準としている。

十一 都市計画法第九条第一項から第七項までに定める地域が発電所の設置又は変更の工事を行う場所の周囲一キロメートルの範囲内に存在する場合であって、当該工事に伴って発生する騒音の当該地域における予測値が、騒音に係る環境基準の地域の類型Aの昼間の値を超えること。

〔解説〕

本号は、住居が密集する地域等の人の健康の保護又は生活環境の保全上の配慮が特に必要な地域に対して人の健康の保護又は生活環境の保全上の影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合を想定して規定している。工事に伴って発生する騒音の影響が及ぶ範囲を十分に包絡する範囲として1キロメートルを規定し、建設作業騒音については騒音に係る環境基準は適用されないが、住居が密集する地域については特に環境の保全を図る必要があること、また、発電所の建設工事は通常昼間に行われることから、環境基本法に基づく騒音に係る環境基準における主として住居の用に供される地域の基準の昼間の値を判定の基準としている。

十二 都市計画法第九条第一項から第七項までに定める地域が火力発電所（地熱を利用するものを除く。）を設置する場所の周囲二十キロメートルの範囲内に存在する場合であって、当該発電所の発電設備から排出され

る硫黄酸化物、窒素酸化物又はばいじんの最大着地濃度の予測値に、当該地域における大気の大気測定点における二酸化硫黄の測定結果の日平均値の二パーセント除外値、二酸化窒素の測定結果の日平均値の年間九十八パーセント値又は浮遊粒子状物質の測定結果の日平均値の二パーセント除外値を加えた結果が大気の汚染に係る環境基準を超えること。

〔解説〕

本号は、住居が密集する地域等の人の健康の保護又は生活環境の保全上の配慮が特に必要な地域に対して人の健康の保護又は生活環境の保全上の影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合を想定して規定している。火力発電所（地熱を利用するものを除く。）のばい煙の環境影響が及ぶ範囲を十分に包絡する範囲として20キロメートルを規定し、大気には、環境基本法に基づく大気の汚染に係る環境基準が設定されていることから、当該環境基準を判定の基準としている。

十三 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）第二条第三項に規定する取水地点（以下「水道原水取水地点」という。）が第二種事業が実施されるべき区域又はその周囲に存在する場合であって、次に掲げる事項のいずれかに該当するものであること。

イ 第二種事業の実施による排水の排出によって、水道原水取水地点における生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の予測値が当該水道原水取水地点が存在する水域の水質汚濁に係る環境基準を超えること。

ロ 水道原水取水地点が存在する水域が第二種事業の実施により減水区間となる場合において、当該水道原水取水地点における生物化学的酸素要求量の予測値が当該水道原水取水地点が存在する水域の水質汚濁に係る環境基準を超えること。ただし、水道原水取水地点での測定が困難な場合、当該水道原水取水地点の直近の水質の測定点における生物化学的酸素要求量の予測値が当該水域における水質汚濁に係る環境基準を超えること。

〔解説〕

本号は、水道原水取水地点等の人の健康の保護又は生活環境の保全上の配慮が特に必要な対象に対して人の健康の保護又は生活環境の保全上の影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合を想定して規定している。イは、第二種事業の実施に伴う排水の排出による影響についての規定、ロは、水力発電所の減水区間となる場合の影響についての規定であり、当該水域における環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準を判定の基準としている。

十四 国又は地方公共団体の調査により確認された人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息地若しくは生育地又は次に掲げる重要な自然環境が、第二種事業が実施されるべき区域の周囲一キロメートルの範囲内に存在すること。

イ 自然林、湿原、藻場、干潟、さんご群集及び自然海岸等の自然環境であって、人為的な改変をほとんど受けていないもの又は改変により回復することが困難である脆弱なもの

- ロ 里地及び里山（二次林、人工林、農地、ため池及び草原等を含む。）並びに氾濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の自然環境であって、減少又は劣化しつつあるもの
- ハ 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の自然環境であって、地域において重要な機能を有するもの
- ニ 都市において現に残存する樹林地その他の緑地（斜面林、社寺林及び屋敷林等を含む。）並びに水辺地等の自然環境であって、地域を特徴づける重要なもの

〔解説〕

本号は、藻場、干潟、さんご群集、自然海岸等の人為的な改変をほとんど受けていない自然環境又は野生生物の重要な生息・生育の場としての自然環境に対して環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合を想定して規定している。第二種事業の実施による直接改変の影響が及ぶ範囲を十分に包絡する範囲として1キロメートルを規定し、その範囲内に当該自然環境が存在するかどうかを判定の基準としている。

- 十五 国又は地方公共団体の調査により確認された干潟、藻場、さんご群集若しくは野生動植物の重要な生息及び生育の場である自然環境が、第二種事業が実施されるべき区域の周囲（一キロメートルの範囲内を除く。）に存在する場合であって、次に掲げる事項のいずれかに該当するものであること。
 - イ 第二種事業の実施による排水の排出によって、国又は地方公共団体の調査により確認された野生動植物の重要な生息又は生育の場が存在する水域における生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の予測値が当該水域に係る水質汚濁に係る環境基準を超える範囲が当該生息又は生育の場に及ぶこと。
 - ロ 国又は地方公共団体の調査により確認された野生動植物の重要な生息又は生育の場が減水区間となること。
 - ハ 火力発電所から温排水を排出することにより、国又は地方公共団体の調査により確認された干潟、藻場、さんご群集若しくは野生動植物の重要な生息又は生育の場に相当程度の影響を及ぼすおそれがあること。
 - ニ 火力発電所（地熱を利用するものに限る。）から硫化水素を排出することにより、国又は地方公共団体の調査により確認された野生動植物の重要な生育の場に影響が及ぶこと。

〔解説〕

本号は、藻場、干潟、さんご群集、自然海岸等の人為的な改変をほとんど受けていない自然環境又は野生生物の重要な生息・生育の場としての自然環境に対して環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合を想定して規定している。発電所又はその工事の実施による環境影響が1キロメートルの範囲を超えて及ぶ場合を想定し、著しい影響が及ぶおそれがあるかどうかを判定の基準としている。

イは、排水の排出の影響について規定しており、水には、環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準が設定されていることから、当該環境基準を超

える範囲が当該自然環境に及ぶかどうかを判定の基準としている。

ロは、対象となる場が減水区間となるかどうかを判定の基準としている。

ハは、温排水の影響について、干潟、藻場等の対象に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるかどうかを判定の基準としている。「相当程度の影響を及ぼす」とは、一般的には3℃以上の温排水が及ぶ場合を想定しているが、当該水域の環境水温が高い場合には3℃未満であっても相当程度の影響を及ぼすおそれがある場合もあることから、専門家の意見を踏まえ、判断することとしている。

ニは、硫化水素の影響についてであり、野生植物に影響を及ぼすような濃度の硫化水素が及ぶおそれがあるかどうかを判定の基準としている。野生植物に影響を及ぼす硫化水素の濃度については、専門機関の試験データ及び専門家の意見を踏まえ、判断することとしている。

十六 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第五条の二第一項に規定する指定地域又は自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）第六条第一項に規定する窒素酸化物対策地域若しくは同法第八条第一項に規定する粒子状物質対策地域が火力発電所（地熱を利用するものを除く。）を設置する場所の周囲二十キロメートルの範囲内に存在する場合であって、当該発電所の発電設備から硫黄酸化物、窒素酸化物又はばいじんを排出することにより当該地域に相当程度の影響を及ぼすおそれがあること。

〔解説〕

本号は、大気汚染防止法に基づく総量規制基準が定められた地域等に対して環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合を想定して規定している。火力発電所（地熱を利用するものを除く。）のばい煙の影響が及ぶ範囲を十分に包絡する範囲として20キロメートルを規定し、その範囲内の指定地域又は対策地域に対し、相当程度の影響を及ぼすおそれがあるかどうかを判定基準としている。「相当程度の影響を及ぼす」とは、大気汚染防止法第5条の2第1項に定める総量規制基準に適合しない場合又は自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第7条第1項及び第9条第1項に定める総量削減計画に支障を及ぼすおそれがある場合を想定しているが、当該地域の環境保全に責任を有している都道府県知事の意見を踏まえ、判断することとしている。

十七 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第五条第一項の規定により指定された沿道整備道路が第二種事業が実施されるべき区域の周囲十キロメートルの範囲内に存在する場合であって、第二種事業の実施に伴い発生する自動車が当該沿道整備道路を通過することにより当該沿道整備道路に面する地域に道路交通騒音に係る相当程度の影響を及ぼすおそれがあること。

〔解説〕

本号は、過去の工事用自動車の運行状況を勘案し、その影響を包絡する範囲として10キロメートルを規定し、その範囲内の沿道整備道路を通過することにより当該沿道整備道路に面する地域に道路交通騒音に係る相当程度

の影響を及ぼすおそれがあるかどうかを判定の基準としている。「相当程度の影響を及ぼす」とは、当該道路を通過する一般自動車に第二種事業の実施に伴い発生する当該道路を通過する自動車を加えた道路交通騒音の予測値が、当該道路に面する地域における騒音に係る環境基準を超えることとなる場合を想定しているが、当該地域の環境保全に責任を有している都道府県知事の意見を踏まえ、判断することとしている。

十八 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第四条の二第一項に規定する指定水域又は指定地域に第二種事業の実施による排水（温排水を除く。）を日平均排水量五十立方メートル以上排出することにより当該指定水域又は指定地域に相当程度の影響を及ぼすおそれがあること。

〔解説〕

本号は、指定水域又は指定地域に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるとの観点から水質汚濁防止法に基づく総量規制基準の適用を受ける日平均排水量 50m³以上排出する場合を規定し、相当程度の影響を及ぼすかどうかを判定の基準としている。「相当程度の影響を及ぼす」とは、水質汚濁防止法第4条の5に定める総量規制基準に適合しないおそれがある場合を想定しているが、当該地域の環境保全に責任を有している都道府県知事の意見を踏まえ、判断することとしている。

十九 湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第三条第一項に規定する指定湖沼又は同条第二項に規定する指定地域に第二種事業の実施による排水（温排水を除く。）を日平均排水量五十立方メートル以上排出することにより当該指定湖沼又は指定地域に相当程度の影響を及ぼすおそれがあること。

〔解説〕

本号は、指定湖沼又は指定地域に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるとの観点から水質汚濁防止法に基づく総量規制基準の適用を受ける日平均排水量 50m³以上排出する場合を規定し、相当程度の影響を及ぼすかどうかを判定の基準としている。「相当程度の影響を及ぼす」とは、湖沼水質保全特別措置法第7条第1項に定める規制基準に適合しないおそれがある場合を想定しているが、当該地域の環境保全に責任を有している都道府県知事の意見を踏まえ、判断することとしている。

二十 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第二条第一項に規定する瀬戸内海又は同条第二項の関係府県の区域（瀬戸内海環境保全特別措置法施行令（昭和四十八年政令第三百二十七号）第三条の区域を除く。）に第二種事業の実施による排水（温排水を除く。）を日最大排水量五十立方メートル以上排出することにより瀬戸内海又は当該区域に相当程度の影響を及ぼすおそれがあること。

〔解説〕

本号は、瀬戸内海又は関係府県の区域に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるとの観点から水質汚濁防止法に基づく総量規制基準の適用を受ける日

平均排水量 50m³以上排出する場合を規定し、相当程度の影響を及ぼすかどうかを判定の基準としている。「相当程度の影響を及ぼす」とは、瀬戸内海環境保全特別措置法第4条の府県計画等に支障を及ぼす場合を想定しているが、当該地域の環境保全に責任を有している関係府県の知事の意見を踏まえ、判断することとしている。

二十一 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十五条第一項又は第四項の保護水面の区域が第二種事業が実施されるべき区域又はその周囲に存在する場合であって、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

イ しゅんせつ又は埋立を当該区域で行うこと。

ロ 火力発電所から温排水を排出することにより水温が三度以上上昇する範囲が当該区域に及ぶこと。

〔解説〕

本号は、発電所及び工事の実施による影響であって、イは、当該区域において浚渫又は埋立を行うかどうかを判定の基準としている。ロは、火力発電所から温排水を排出することにより3℃以上の温排水の拡散範囲が区域に及ぶかどうかを判定の基準としている。

二十二 第二種事業が実施されるべき区域の周囲一キロメートルの範囲内に次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、当該事業の内容が当該地域又は対象の法令等による指定の目的に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の影響を及ぼすおそれがあること。

イ 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第五条第一項の規定により指定された国立公園、同条第二項の規定により指定された国定公園又は同法第五十九条の規定により指定された都道府県立自然公園の区域

ロ 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第二十二條第一項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法第四十五条第一項の規定により指定された都道府県自然環境保全地域

ハ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2の規定により作成された世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域

ニ 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域

ホ 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）第五条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域

ヘ 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第五条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域

ト 絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十六条第一項の規定により指定された生息地等保護区の区域

チ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により指定された鳥獣保護区の区

域

- リ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条1の規定により指定された湿地の区域
- ヌ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により指定された名勝（庭園、公園、橋梁（りょう）及び築堤にあっては、周囲の自然的環境と一体をなしているものに限る。）又は天然記念物（標本及び動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。）
- ル 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第四条第一項の規定により指定された歴史的風土保全区域
- ヲ 都市計画法第八条第一項第七号の規定により指定された風致地区の区域
- ヾ 地方公共団体の条例等に基づき環境の保全を目的として又は環境の保全に資するものとして指定された地域その他の対象

〔解説〕

本号は、発電所又はその工事の実施の影響が及ぶ範囲を十分に包絡する範囲として1キロメートルを規定し、その範囲内における自然公園法に基づき自然公園として指定された地域等法令等により環境の保全を目的として又は環境の保全に資するものとして指定された地域若しくは対象に相当程度の影響を及ぼすかどうかを判定の基準としている。「相当程度の影響を及ぼす」とは、当該地域又は対象を直接改変する場合又は当該地域及び対象の利用に支障を及ぼす場合等を想定しているが、当該地域の環境保全に責任を有している都道府県知事の意見を踏まえ、判断することとしている。

二十三 火力発電所（地熱を利用するものを除く。）を設置する場所の周囲二十キロメートルの範囲内に二酸化硫黄、二酸化窒素又は浮遊粒子状物質の大気汚染に係る環境基準が確保されていない大気の測定点が存在する場合であって、当該発電所の発電設備からばい煙が排出されることにより大気汚染に係る環境基準が確保されていない二酸化硫黄、二酸化窒素又は浮遊粒子状物質のいずれかの量が現状よりも増加すること。

〔解説〕

本号は、既に大気環境が著しく悪化し、又はそのおそれが高い地域が事業実施区域内又はその周囲に存在し、当該環境要素に対し、火力発電所（地熱を利用するものを除く。）から排出されるばい煙に係る環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合の判定の基準を規定している。火力発電所のばい煙の影響が及ぶ範囲を十分に包絡する範囲として20キロメートルを規定し、その範囲内で環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準が確保されていない測定点が1つでも存在する場合、その確保されていない項目に係るばい煙の量が現状よりも増加するかどうかを判定の基準としている。

二十四 火力発電所、太陽電池発電所又は風力発電所を設置する場所の周囲一キロメートルの範囲内に国又は地方公共団体の測定している騒音の測定点（以下「騒音の測定点」という。）において騒音に係る環境基

準が確保されていない地点が存在する場合であって、発電所から発生する騒音の当該騒音の測定点における予測値が当該騒音の測定点の測定値を超えるレベルにあること。

〔解説〕

本号は、既に騒音環境が著しく悪化し、又はそのおそれが高い地域が事業実施区域内又はその周囲に存在し、当該環境要素に対し、火力発電所、太陽電池発電所又は風力発電所から発生する騒音に係る環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合の判定の基準を規定している。火力発電所又は風力発電所からの騒音の影響が及ぶ範囲を十分に包絡する範囲として1キロメートルを規定し、その範囲内で環境影響法に基づく騒音に係る環境基準が確保されていない測定点が1つでも存在する場合、測定点における予測値が測定点の測定値を超えるレベルになるかどうかを判定の基準としている。

二十五 発電所の設置又は変更の工事を行う場所の周囲一キロメートルの範囲内に騒音の測定点において騒音に係る環境基準が確保されていない地点が存在する場合であって、当該工事に伴って発生する騒音の当該騒音の測定点における予測値が当該騒音の測定点の測定値を超えるレベルにあること。

〔解説〕

本号は、既に騒音環境が著しく悪化し、又はそのおそれが高い地域が事業実施区域内又はその周囲に存在し、当該環境要素に対し、工事に伴って発生する騒音に係る環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合の判定の基準を規定している。工事に伴う騒音の影響が及ぶ範囲を十分に包絡する範囲として1キロメートルを規定し、その範囲内で環境基本法に基づく環境基準が確保されていない測定点が1つでも存在する場合、測定点における予測値が測定点の測定値を超えるレベルになるかどうかを判定の基準としている。

二十六 騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令（昭和四十六年総理府令・厚生省令第三号）に規定する限度を超えている地域に面する道路又は騒音の測定点において騒音に係る環境基準が確保されていない地域に面する道路が第二種事業を実施されるべき区域の周囲十キロメートルの範囲内に存在する場合であって、当該道路を通過する自動車による道路交通騒音の予測値より、当該道路を通過する自動車に第二種事業の実施に伴い発生する当該道路を通過する自動車を加えた道路交通騒音の予測値が、0.1 デシベルを超えることとなること。

〔解説〕

本号は、既に道路交通騒音が著しく悪化し、又はそのおそれが高い地域が事業実施区域内又はその周囲に存在し、当該環境要素に対し、第二種事業の実施に伴い発生する自動車による道路交通騒音に係る環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合の判定の基準を規定している。当該自動車

が集中する地点を十分に包絡する範囲として10キロメートルを規定し、その範囲内で騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令に規定する限度を超えている地域に面する道路又は測定点において環境基本法に基づく騒音に係る環境基準が確保されていない地域に面する道路が存在する場合、第二種事業の実施に伴い発生する自動車当該道路を通過することにより、道路交通騒音が増加するかどうかの観点から0.1デシベルを超えることを判定の基準としている。

二十七 振動規制法施行規則（昭和五十一年総理府令第五十八号）第十二条に規定する限度を超えている地域に面する道路が第二種事業を実施されるべき区域の周囲十キロメートルの範囲内に存在する場合であって、当該道路を通過する自動車による道路交通振動の予測値より、当該道路を通過する自動車に第二種事業の実施に伴い発生する当該道路を通過する自動車を加えた道路交通振動の予測値が、0.1デシベルを超えることとなること。

〔解説〕

本号は、既に道路交通振動が著しく悪化し、又はそのおそれが高い地域が事業実施区域内又はその周囲に存在し、当該環境要素に対し、第二種事業の実施に伴い発生する自動車による道路交通振動に係る環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合の判定の基準を規定している。当該自動車が集中する地点を十分に包絡する範囲として10キロメートルを規定し、その範囲内で振動規制法施行規則第12条に規定する限度を超えている地域に面する道路が存在する場合、第二種事業の実施に伴い発生する自動車が当該道路を通過することにより、道路交通振動が増加するかどうかの観点から0.1デシベルを超えることを判定の基準としている。

二十八 生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全リンの水質汚濁に係る環境基準が確保されていない水質の測定点が存在する水域において、第二種事業の実施により当該水域の水質汚濁に係る環境基準が確保されていない生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全リン（この号において「水質汚濁に係る環境基準未達成項目」という。）が現状よりも増加する場合であって、水質汚濁に係る環境基準未達成項目に係る当該水域の水質の測定点における予測値が水質汚濁に係る環境基準未達成項目に係る当該水域の水質の測定点における測定結果に比べ、当該水域の水質汚濁に係る環境基準の十分の一を超えて増加することとなること。

〔解説〕

本号は、既に水質が著しく悪化し、又はそのおそれが高い水域が事業実施区域内又はその周囲に存在し、当該環境要素に対し、第二種事業の実施に伴い水質に係る環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合の判定の基準を規定している。第二種事業の実施に伴い当該水域の水質の状況が変化するかどうかの観点から測定点における予測値が環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準の10分の1を超えて増加するかどうかを判定の基準としている。